

別紙 1 定義一覧（第 1 条関係）

※50 音順検索

1. 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

2. 維持管理業務

本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 備品等保守管理業務
- (4) 外構等保守管理業務
- (5) 衛生管理業務
- (6) 警備業務
- (7) 修繕・更新業務

3. 運営・維持管理期間

本事業において本施設の供用開始日から平成 47 年 3 月 31 日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

4. 運営企業

事業者から直接運營業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

5. 運營業務

本施設の全部又は一部をその機能を発揮して運営することの関連業務をいい、要求水準書において運營業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、第 8 号所定の業務は、第 42 項に定義された自由提案事業に係る一切の業務をいい、「運営」とは、当該業務を含め、運營業務を行うことをいう。

- (1) 受付業務
- (2) 利用料金の収受及び還付業務
- (3) 運営管理業務
- (4) アリーナエリア運營業務
- (5) トレーニングエリア運營業務
- (6) コミュニティエリア運營業務
- (7) 災害時初動対応業務
- (8) 自由提案事業

6. 開業準備期間

本事業において本施設の引渡日の翌日から本施設の供用開始日までの期間をいう。

7. 開業準備業務

本施設の開業準備のための関連業務をいい、要求水準書において開業準備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 開業準備業務
- (2) 供用開始前の広報活動及び予約受付業務
- (3) 開館式典及び内覧会等の実施業務
- (4) 開業準備期間中の本施設の維持管理業務

8. 開業準備業務計画書

開業準備業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第 25 条第 2 項に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。

9. 開業準備業務報告書

開業準備業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第 26 条第 2 項に基づき事業者が市に提出する開業準備業務報告書をいう。

10. 開庁日

袋井市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号、その後の改正を含む。）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

11. 完成図書

要求水準書資料 12 に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。

12. 基本協定

本事業に関し、市と落札者との間で平成____年____月____日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

13. 基本設計図書

要求水準書資料 9 に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。

14. 業務計画書

年度業務計画書、設計業務計画書、工事監理業務計画書、開業準備業務計画書、運営業務計画書及び維持管理業務計画書の総称をいう。

15. 業務報告書

日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。

16. 供用開始日

本施設が実際に供用開始される日をいう。

17. 供用開始予定日

本施設の供用開始の予定日（運営・維持管理期間の開始予定日）である平成 32 年 4 月 1 日をいう。

18. 協力企業

事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者であって、落札者の構成員ではない者をいう。

19. 経過利息

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるサービス対価 B の割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

20. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

21. 建設業務

要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 解体撤去業務
- (2) 建設工事業務
- (3) 備品等調達設置業務
- (4) 施設引渡業務

22. 工事監理企業

事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

23. 工事監理業務

本工事の工事監理のための関連業務をいい、要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。

24. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 7 項に規定する工事監理をする者をいう。

25. 構成員

落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

26. 個別業務

本業務のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びに自由提案施設事業に係る業務のそれぞれ又は総称をいう。

27. サービス対価

本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとする。

28. サービス対価（施設供用等業務費相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち開業準備業務の対価（サービス対価 C）及び運営・維持管理業務の対価（サービス対価 D、E）の総合計金額相当分をいう。

29. サービス対価（施設整備費相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち施設整備費及び割賦金利をいう。

30. 事業期間

本契約締結日を開始日とし、理由のいかんを問わず本契約が終了した日又は平成 47 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日とする期間をいう。

31. 事業者提案

落札者が入札手続において市に提出した事業者提案、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

32. 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

33. 事業用地

要求水準書資料 1 に示す事業対象範囲に係る土地であって、本事業に供する土地をいう。

34. 指定管理者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、その後の改正を含む。）第 244 条の 2 第 3 項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

35. 実施設計図書

要求水準書資料 10 に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。

36. 事業スケジュール

別紙 3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

37. 施設供用等期間

開業準備期間及び運営・維持管理期間を総称していい、本施設の引渡日の翌日を始期とし、平成 47 年 3 月 31 日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）を終期とする期間をいう。

38. 施設供用等業務

本業務のうち本施設の開業準備業務、運營業務及び維持管理業務に関する業務を総称している。

39. 施設整備期間

設計・建設期間をいい、本契約締結日の翌日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする期間をいう。

40. 施設整備業務

本業務のうち本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務に関する業務を総称している。

41. 施設整備費

サービス対価Aに相当する金額及びサービス対価Bに相当する金額（割賦金利相当額を除く。）の合計額をいう。

42. 自由提案事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が運營業務の一環として本施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、事業者提案で特定された事業をいう。

43. 自由提案施設

自由提案施設事業のために事業者提案に基づき整備された施設、設備等をいう。

44. 自由提案施設事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が本施設との相乗効果を上げるために自由提案施設事業者をして実施させる事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自由提案施設事業者が自らの収益とすることができるものとして、事業者提案で特定された事業をいう。

45. 自由提案施設事業者

自由提案施設事業に当たる者である_____をいう。

46. 設計・建設期間

本契約締結日の翌日から引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が引渡予定日までに本施設を完工できなかった場合には、市が本施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。

47. 設計企業

事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

48. 設計業務

本業務のうち本工事の設計に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書による。

- (1) 調査業務
- (2) 基本・実施設計業務

(3) その他関連業務

49. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

50. 設計図書等

設計図書、工事完成図書及びその他本契約の施設整備業務に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

51. 着工日

本工事に着工する日として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。

52. 長期修繕計画書

第 24 条第 2 項乃至第 4 項に基づき事業者が市に提出し、市の確認を得た最新版の長期修繕計画書をいう。

53. 統括管理業務

本業務のうち本事業の統括管理に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び事業者提案による。

- (1) 統括管理全体に係る業務
- (2) 個別業務に対する管理業務

54. 統括管理業務水準書

第 19 条第 1 項に基づき統括管理責任者が市に提出する統括管理業務水準書をいう。

55. 統括管理責任者

設計・建設期間、開業準備期間並びに運営・維持管理期間に関し、第 18 条第 1 項に基づき事業者がそれぞれ設置する当該期間に係る統括管理責任者をいう。なお、本契約の各規定の適用においては、別段の定めがない限り、当該規定の適用がある期間に係る統括管理責任者のみをいうものとする。

56. 入札説明書

平成 28 年 6 月 10 日付袋井市総合体育館整備及び運営事業入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

57. 入札説明書等

入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその資料、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

58. 入札説明書等質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

59. 年度管理計画書

第 21 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度管理計画書をいう。

60. 年度管理報告書

第 22 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度管理報告書をいう。

61. 年度業務計画書

個別業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第 25 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度業務計画書をいう。

62. 年度業務報告書

個別業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第 26 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。

63. 引渡日

本施設が実際に市に引き渡された日をいう。

64. 引渡予定日

平成 32 年 1 月 31 日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。

65. 備品一覧

要求水準書資料 8 に規定される備品一覧をいう。

66. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

67. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

68. 本業務

本事業において事業者が行う統括管理業務、施設整備業務及び施設供用等業務の総称をいう。

69. 本工事

本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事及びその他の施設整備業務に基づく関連工事をいう。

70. 本事業

PFI 法に基づき、市が特定事業として選定した袋井市総合体育館整備及び運営事業をいう。

71. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等質疑回答、基本協定書及び事業者提案の総称をいう。

72. 本契約締結日

本契約の仮契約が袋井市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

73. 本施設

本事業として、事業者が本契約に従いその設計、工事監理、建設、維持管理及び運営を行う、事業用地に設置される施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。

74. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

75. 本条例

本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める袋井市議会により可決された条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）の総称をいう。

76. モニタリング

要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

77. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準となる。

78. 要求水準書

本事業に関し平成 28 年 6 月 10 日に入札説明書とともに公表された要求水準書をいう。

79. 落札者

本事業の実施に関して入札手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員、協力企業及び自由提案施設事業に当たる者をいう。

80. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）をいう。

以 上

別紙 2 事業概要

(第 3 条関係)

1. 施設概要

所在地	静岡県袋井市久能 1725-1 ほか
敷地面積	約 37,000 m ² ※ ※市が実施する敷地周辺道路計画により増減する
用途地域	第一種住居地域 ※特別用途地区の指定と建築条例(規制緩和)の制定を予定している。
防火指定	なし (法 22 条区域)
前面道路 ※幅員は概略計測値	東側：幅員約 4.1～8.4m 西側：幅員約 5.2～6.3m 南側：幅員約 17.5～19.0m 北側：幅員約 6.2m
建ぺい率	60%
容積率	200%

①立地条件

②施設概要

施設名称	袋井市総合体育館
計画地	静岡県袋井市久能 1725-1 ほか
敷地面積	約 37,000 m ² ※ ※市が実施する敷地周辺道路計画により増減する
延床面積	6,900 m ² 以上 (屋外倉庫等の屋外施設は含まない。)
利用時間	8 時 30 分から 21 時 30 分は開館するものとし、延長については、事業者提案による。
休館日	月曜日 (その日が祝日法に規定する休日にあたるときは、その翌日 (ただし、5 月 3 日及び 5 月 4 日にあたるときは、5 月 6 日)、12 月 28 日～翌年の 1 月 3 日までの間。 ただし、休館日の開館は、事業者の提案による。

③施設構成

施設構成		諸室名・内容
本施設	アリーナエリア	メインアリーナ（バスケットボールコート×2面） サブアリーナ（体力測定室）（バスケットボールコート×1面） 武道場兼多目的フロア（剣道2面） 観客席、放送室、屋内ジョギングコース、器具庫など
	トレーニングエリア	トレーニング室、多目的室（研修室）
	コミュニティエリア	会議室、キッズルーム、授乳室、健康・体力相談室 談話室
	管理共用エリア	エントランスホール、更衣室、トイレ、事務室 袋井市スポーツ協会事務室※、給湯室、防災備蓄倉庫 機械室、廊下・階段など
	屋外施設	緑地・広場、ウォーキングコース、駐車場・駐輪場、 耐震性貯水槽、調整池など
自由提案施設		事業者提案による

※事業者が実施する維持管理業務（一部を除く）及び運營業務の対象外とする。

また、本事務室で使用する光熱水費は、子メーターによる計測を行い、市が別途事業者を支払う。

2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成 47 年 3 月末日までとする。

設計・建設期間	平成 29 年 3 月～平成 32 年 1 月 31 日（2 年 11 ヶ月）
開業準備期間	平成 32 年 2 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月 31 日（15 年間）

3. 事業の範囲

- (1) 統括管理業務
 - (ア) 統括管理全体に関する業務
 - (イ) 個別業務に対する管理業務
- (2) 設計業務
 - (ア) 調査業務
 - (イ) 基本・実施設計業務
 - (ウ) その他関連業務
- (3) 建設業務
 - (ア) 解体撤去業務
 - (イ) 建設工事業務
 - (ウ) 備品等調達設置業務
 - (エ) 施設引渡業務

- (4) 工事監理業務
- (5) 開業準備業務
 - (ア) 開業準備業務
 - (イ) 供用開始前の広報活動及び予約受付業務
 - (ウ) 開館式典及び内覧会等の実施業務
 - (エ) 開業準備期間中の本施設の維持管理業務
- (6) 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 建築設備保守管理業務
 - (ウ) 備品等保守管理業務
 - (エ) 外構等保守管理業務
 - (オ) 衛生管理業務
 - (カ) 警備業務
 - (キ) 修繕・更新業務
- (7) 運營業務
 - (ア) 受付業務
 - (イ) 利用料金の収受及び還付業務
 - (ウ) 運営管理業務
 - (エ) アリーナエリア運營業務
 - (オ) トレーニングエリア運營業務
 - (カ) コミュニティエリア運營業務
 - (キ) 災害時初動対応業務
 - (ク) 自由提案事業
- (8) 自由提案施設事業

以 上

別紙 3 事業スケジュール
(第 4 条関係)

本契約締結日	議会の議決の日
設計業務開始	本契約締結日の翌日
設計・建設期間	本契約締結日の翌日から平成 32 年 1 月 31 日
着工日	平成____年____月____日
引渡予定日	平成 32 年 1 月 31 日
開業準備業務開始	平成 32 年 2 月 1 日
開業準備期間	平成 32 年 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
供用開始予定日	平成 32 年 4 月 1 日
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日
本契約終了日	平成 47 年 3 月 31 日

以 上

別紙 4 保険

(第 32 条、第 54 条、第 77 条関係)

1. 設計・建設期間中の保険

- (1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。
- ・対象 本工事に関するすべての建設資産
 - ・補償額 本施設の再調達金額
 - ・期間 着工日から引渡日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。
- (2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円
対物：1 事故あたり 1 億円
 - ・期間 着工日から引渡日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (3) 普通火災保険：工事中の施設の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償。
- ・対象 本施設
 - ・補償額 出来形の再調達金額
 - ・期間 着工日から引渡日まで

2. 開業準備期間及び運営・維持管理期間の保険

- (1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間及び運営・維持管理期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 本施設等内における開業準備期間及び運営・維持管理期間の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円
対物：1 事故あたり 1 億円
 - ・期間 引渡日の翌日から事業終了日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (2) 普通火災保険：開業準備期間及び運営・維持管理期間の火災等により本施設に損

- 害が生じた場合、その損害を補償。
- ・対象 本施設
 - ・補償額 再調達金額
 - ・期間 引渡日の翌日から事業終了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間及び運営・維持管理期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

別紙 5 保証書の様式

(第 46 条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、袋井市総合体育館整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が袋井市（以下「市」という。）との間で締結した平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第 1 条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第 1 条（保証）

保証人は、本契約第 46 条第 1 項に基づく瑕疵担保責任に基づき事業者が市に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第 2 条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履

行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第 6 条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争は、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 7 条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人： []

代表取締役 []

別紙 6 サービス対価の構成及び支払方法
(第 78 条、第 79 条関係)

入札説明書 別紙 2 「サービス対価の構成及び支払方法」に基づく事業者提案により規定される。

別紙 7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法
(第 80 条、第 81 条、第 93 条、第 94 条関係)

入札説明書 別紙 3 「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に基づき規定される。

別紙 8 法令変更による費用の負担割合

(第 7 条、第 35 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条、第 56 条、第 63 条、第 69 条、
第 95 条、第 96 条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に直接関係する法令（税制度を除く） の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税の変更	100%	0%
③ ①乃至②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に直接関係する法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

また、上記にかかわらず、自由提案事業又は自由提案施設事業に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

以 上

別紙 9 不可抗力

(第 7 条、第 31 条、第 35 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条、第 56 条、第 63 条、第 69 条、第 82 条、第 98 条、第 99 条関係)

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 9 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計・建設期間中における累計で、サービス対価（施設整備費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 施設供用等期間

施設供用等期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 自由提案事業又は自由提案施設事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により自由提案事業又は自由提案施設事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。

以 上